

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備	
担当部局	金融庁総務企画局企業開示課	電話番号: 03-3506-6000(3665) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成29年3月2日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【現状及び問題点】</b>          近年、公表前の決算情報が、上場会社から一部の証券アナリストや機関投資家に伝達され、株式の売買が行われるケースが生じており、情報を得た一部の投資家が他の投資家の犠牲のもとに利益を上げているとして、個人投資家や海外投資家から懸念が示されてきた。          欧米やアジアの主要国においては、このようなケースに対応して上場会社による公平な情報提供を確保するためのルール(フェア・ディスクロージャー・ルール)が整備されているが、我が国ではそうしたルールが置かれていない。</p> <p><b>【規制の新設の目的及び必要性】</b>          資本市場においては、個人投資家と機関投資家、国内投資家と海外投資家など、全ての投資家が公平に取り扱われることが大前提。          このため、諸外国で長く適用されているルールと同様のルールを我が国でも整備し、市場における公平性を確保することにより、全ての投資家が安心して取引できるようにすることは、我が国資本市場の国際競争力を確保するとともに、個人投資家等の投資を促す上で不可欠。          また、本ルールの導入は、公表直前の決算情報を仕入れて行われるような短期売買を抑制し、企業の本来的な「稼ぐ力」やその分析に基づく中長期的な投資を促す意義もある。</p> <p><b>【内容】</b>          上場会社が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、当該情報の公表を求める。情報の公表がされなかった場合には、上場会社にまずは情報の速やかな公表を促し、これに適切な対応がとられなければ、行政的に指示・命令を行う。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容   金融商品取引法第27条の36～第27条の38、第190条、第194条の7、第205条</p>	
想定される代替案	上場会社が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、当該情報の公表を求める。情報の公表がされなかった場合には、刑事罰を科すこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	上場会社が未公表の重要な情報を証券アナリストなどに提供する場合に、当該情報を速やかにホームページ等で公表する費用が発生する。	上場会社が未公表の重要な情報を証券アナリストなどに提供する場合に、当該情報を速やかにホームページ等で公表する費用が発生する。
(行政費用)	上場会社が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供し、当該情報を公表しない場合、行政庁(国)において、まずは上場会社に情報の速やかな公表を促す費用が発生する。更に、これに適切な対応がとられない場合には、速やかな公表を行うべき旨の行政的な指示・命令を行うための費用が発生する。	上場会社が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供し、当該情報を公表しない場合、行政庁(国)において、刑事罰を科すための詳細な調査のための費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	市場における公平性を確保することにより、全ての投資家が安心して取引できるようになり、我が国資本市場の国際競争力を確保するとともに、個人投資家等の投資を促すことになる。	市場における公平性を確保することにより、全ての投資家が安心して取引できるようになり、我が国資本市場の国際競争力を確保するとともに、個人投資家等の投資を促すことになる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係の分析          本案においては、上場会社による未公表の重要な情報をホームページ等で公表する費用や、情報の公表がされなかった場合に指示・命令などの行政的な対応を行う費用が発生する。          他方で、市場における公平性を確保することにより、全ての投資家が安心して取引できるようになり、我が国資本市場の国際競争力を確保するとともに、個人投資家等の投資を促し、国民の資産形成を促進するという便益が期待できる。          これらを踏まえれば、便益の増加というプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられ、本案の改正が妥当と考えられる。</p> <p>(2) 代替案との比較          遵守費用及び規制の便益については、本案と代替案とは同様の結果になると考えられる。しかしながら、行政費用は、本案の行政的対応に比べ、代替案では刑事罰を科すための詳細な調査が必要であり、代替案の方が上回る。          したがって、本案による改正が妥当と考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	金融審議会 市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告(平成28年12月7日)において、我が国市場において、個人投資家や海外投資家を含めた投資家に対する公平かつ適時な情報開示を確保し、全ての投資家が安心して取引できるようにするため、フェア・ディスクロージャー・ルールを導入すべきであるとされている。また、本ルールに抵触した場合の対応については、上場会社にまずは情報の速やかな公表を促し、これに適切に対応がとられなければ、行政的に指示命令を行うとされている。	
レビューを行う時期又は条件	「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		